

●香川県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年6月29日から同年7月20日まで一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 富田西鴨庄線（140号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町神前字遊良1848番1地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	前	9.3~11.6	8	交通安全施設 整備事業によ る歩道整備
	後	9.3~11.6	8	

- 4 供用開始の期日 平成30年6月29日